

ファイナンシャル通信

2026 年

7 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集

「年収の壁」引き上げ、物価上昇に対応する税制へ！

2026年度税制改正では、いわゆる「年収の壁」が160万円から178万円へ引き上げられました。基礎控除や給与所得控除の引き上げに加え、特例措置も設けられたことで、**所得税が課税され始める年収の目安が178万円**となっています。

ただし、改正の効果をすぐに実感できるわけではありません。毎月の給与から天引きされる源泉所得税は、2026年内は従来の税額表で計算されるため、減税分は年末調整や確定申告で精算されます。例年より還付額が増える方もいるでしょう。

また、扶養控除や配偶者控除などの所得要件も引き上げられるため、これまで控除の対象外だった家族が新たに対象となる場合があります。

そして、今回の改正で特に注目したいのが、**基礎控除や給与所得控除の最低保障額について、2年ごとに消費者物価指数の変動を踏まえて見直す仕組みが導入されたことです**。これにより、物価上昇による控除額の実質的な目減りを防ぐ効果が期待されます。「178万円の壁」だけでなく、その背景にある制度改正にも注目したいところです。



? マネークイズのコーナー

所得には原則税金がかかりますが、税金がかからない所得も一部あります。次のうちどれでしょうか？

1. 宝くじの当選金
2. 死亡保険金
3. 競馬の賞金



(答えは次面にあります！)



今月のお知らせ

教育資金のリアル!!

幼稚園～大学までにかかる教育費って
いくらかご存じですか？

- ・すべて国公立だと平均 840 万
- ・すべて市立だと平均 2400 万※

だそう。貯金・学資保険・NISA など使って
の貯め方、どの方法で貯める
かはバランスが大事です！

不安のある方はぜひ
ご相談を！



※文科省「R5 子供の学習費調査」日本学生支援機構「R4 学生生活調査報告」による

コラム 2027年スタート、「こどもNISA」とは？

子どもの将来に向けた資産形成に、新たな選択肢が加わります。2027年1月から、未成年者を対象とした「こどもNISA」がスタートする予定です。

かつてのジュニアNISAは、「18歳まで原則として払い出しができない」という制限が利用のハードルとなっていました。しかし、新制度では使い勝手が大きく改善されています。**対象は0歳から17歳までの未成年で、年間60万円、累計600万円まで積み立てることができ、運用で得た利益は非課税となります。また、一定の条件を満たせば12歳以降の払い出しも可能となり、教育費など将来の資金需要にも対応しやすくなりました。**

さらに、**18歳になると成人向けNISAへ引き継がれる仕組みとなっており、子どもの頃から始めた資産形成をそのまま続けることができます。**長引くインフレの影響で、預貯金だけでは資産価値を維持しにくい時代になっています。こどもNISAは、子どもの将来に向けて時間を味方につけながら資産を育てることができる制度です。教育資金の準備はもちろん、長期的な資産形成の第一歩として活用を検討してみてはいかがでしょうか。



A マネークイズの答え

答えは

1. 宝くじの当選金



宝くじの当選金は、法律により非課税とされています。宝くじの売上の一部は自治体の収益となり、公共事業などに活用されるため、当選金には所得税や住民税がかからない仕組みになっています。



編集後記

スタッフの豊島です。先日岩手の花巻温泉郷にある大沢温泉で開催されているジブリ展に行ってきました！開催の度にパワアップされてるとのこと♪今年の12月までの開催なのでまた行こうかな(ジブリ好きw)

右：トトロのおなかに寝そべりましたw
猫バスもありました！

左：トトロの飛行石の石板～
壁に【ババ！】って書いてあったw



発行

住まいとお金の相談センター・生活工房Life (ライフ)

〒013-0046 秋田県横手市神明町4-23

お問い合わせは **0182-33-5560** まで！

ホームページはこちら



スマホのカメラ
で読み込んでね！

<http://www.lifeconsul.com>



代表：高橋 徹